

「妊婦歯科健康診査」費用の 一部助成を行っています

令和5年
4月から

大山町では、妊婦歯科健康診査費用の一部助成を行っています。
妊娠中は、むし歯や歯周病などが悪くなりやすく、歯周病により早産や低出生体重児出
産の可能性が高くなることが指摘されています。
つわりの落ち着いた頃に、一度歯科健康診査を受診されることをお勧めします。

対象者

①、②の両方に該当する人

- ① 歯科健康診査受診日時点で大山町に住民登録がある妊婦。
- ② 歯科健康診査を受け、受診費用全額を負担した妊婦。

受診場所

特に指定はありません。

助成回数・内容

おひとり1回 上限5,000円

歯科健康診査の内容：問診、歯周病等の口腔内検査、健診結果の指導及び相談

★治療行為にかかる費用は対象外です。

- ※ 受診費用が助成額の上限に満たない場合は、その額が助成額となります。
- ※ 生活保護世帯、住民税非課税世帯の方の助成額は、受診費用全額となります。

申請の方法

- ① 受診費用全額を医療機関の窓口でお支払いいただき、町へ助成金の交付申請をして
ください。書類等審査後、決定通知をお送りし、登録口座に振り込みます。

※申請手続きは、受診した日から1年以内に行ってください。

【受付窓口】 子育て課（保健福祉センターなわ）・住民課（役場本庁）・各支所総合窓口室

必要書類等

- ① 大山町妊婦歯科健康診査費用助成金交付申請書
- ② 健診日及び受診記録が確認できるもの（母子健康手帳等）
- ③ 歯科健康診査の額を証明できる領収書
- ④ 通帳等振込口座のわかるもの（町に口座の登録がない場合は、口座の登録が必要です）

注意事項

受診の際は必ず母子健康手帳を持ってお出かけください。

【お問合せ先】

大山町子育て課（保健福祉センターなわ内）

電話（0859）54-5205

R5.4 作成